

障害児福祉手当認定基準

令別表第1第1号～第10号のいずれか1つに該当

令別表第1

- 1 両眼の視力の和が0.02以下のもの
 - 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
 - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 4 両上肢のすべての指を欠くもの
 - 5 両下肢の用を全く廃したもの
 - 6 両大腿を二分の一以上失つたもの
 - 7 体幹の機能に座つていて、座つていない程度の障害を有するもの
 - 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
 - 9 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のも
 - 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。